

〔参考〕

パブリックコメント・団体意見照会の実施結果について

1. 実施時期

パブリックコメント

平成20年11月31日～12月17日

団体等意見照会

平成20年10月 1日～10月22日

2. 意見の提出状況

【区分】	人・団体数	意見数
個人	16	61件
団体	34	88件
【合計】	50	149件

3. 対応状況

【対応区分】	件数
意見を踏まえ修正を行なったもの	21件
実際の事業等の中で対応するもの	21件
既に計画素案に盛り込まれているもの	60件
計画案に反映できなかったもの	25件
その他（感想・要望など）	22件

4. 主なご意見

<計画に反映した主なご意見>

地域の相談支援体制は、障害者自立支援法を中心として構築されるという基本的認識が必要であるので、その機能についての記述が加えられるべきである。また、自立支援法に基づき市町村事業として実施されており、記述の順序を変え加筆すべきである。

障害者自立支援法のもとで共通する福祉サービスの対象となった精神障害については、社会復帰施設の整備が進んでいない中での新法移行となり、施設の新設は完全に止まってしまいさらに整備が遅れている。

盲ろう者が相談に行ける制度がない。いつでも受けられる相談員の配置を希望する。

<分校・分教室の設置等>の中の、登下校の送迎について。登下校の際の送迎の負担、保護者が病気になったときなど学校を休まざるを得ないということは、特別支援学校に限らず、普通学校に通っている場合でも同じである。よって、<分校・分教室の設置等>のくくりではなく、独立して項をたてて記載すべき。

高等学校における障害のある生徒が学習しやすい環境づくりにおいて、受験の仕組みにくわえ、エレベーターの設置など学習しやすい環境整備を加えてほしい。

当事者の自己実現をめざした支援、ライフステージに沿った支援、障害特性に着目した支援の充実を打ち出していることに賛成する。特に、これまで社会の認識が進んでこなかった障害への支援に積極的に取り組む姿勢を強調していることは評価できる。しかし、「自閉症」という言葉が「発達障害」に包括される形で使用されている。「発達障害」に対する支援は、知的障害がない人が対象という印象が強い。知的障害のある自閉症児者について記述を工夫されたい。県内の民間団体においても、授産事業等の賃金向上に向けて各種のセミナー等を開催し、県外からも多くの参加者を迎えている実績がある。このような取組を積極的に推奨していくことを記述してほしい。

新体系サービスへの移行支援として、「就労継続支援事業A型」については、雇用契約締結を前提とした事業だけに、営業職員の配置など手厚い配慮が必要となる。福祉的就労の先端的取組でもあるためとくに取り上げて記述していただきたい。

第三次障害者計画では、卒業後の就職率3割という数値目標を掲げていたが、今計画でも目標として掲げるべきである。

一般就労の場の充実として、千葉県が取り組んでいる「チャレンジオフィスちば」の取組については、ぜひ記述していただきたい。また今後とも拡大していくことと、県内市町村に同様な取組を推奨していくことを併せて記述してほしい。

4章「情報コミュニケーション」において、自閉症、学習障害、高次脳機能障害及びいわゆる精神障害等も、情報取得やコミュニケーションに困難さを持っていることを強調してください。視覚障害者には、全盲だけでなく弱視の方も多くいる。ちなみに盲学校の3分の2は弱視である。各種の配慮の中に、点訳朗読のほかに、文書類の拡大についても入れてもらいたい。また、施策全般に必要な応じて弱視の方への配慮も含めて考えて欲しい。

<その他の主なご意見>

中核地域生活支援センターについては、その役割も含めて十分に理解されていないので、県として広報をしてもらいたい。

行動援護については、サービスの支給決定を受けているが、実際にサービスを受けてくれるヘルパーが少なく、断られてしまうことがある。

ノーマライゼーションの理念のもと地域での支援を考えるのであれば、障害を意識することなく、純粋に関わり合い、理解し合える、就学前の保育・幼児教育の充実が重要である。この次期に支援員のような制度が導入されるべき。保育・幼稚園は少ない人数でいまのままでは対応が難しい。

障害のある子どもに対する切れ目のない支援は、ぜひ実現していただきたい。就学を境にして福祉の場と教育の場で対応の不一致が出ないような制度づくりをお願いする。そのために関係者の研修や情報交換の機会を充実させてください。

特別支援学校の高等部は人数が増えており、施設・設備の整備が追いついていない。活動内容等が異なる高等部は別校舎への移転などを検討しては。

東葛地域への早急な重度心身障害児施設の設置を期待する。第三次計画に位置づけられながらまだ実現できていない。

高次脳機能障害について、現行の医療制度ではリハビリテーションの期限が180日までと定められており、不十分なまま終了される場合が多くある。千葉リハビリテーションセンター更生園における生活訓練事業は、長期にわたる訓練を可能にする県内唯一の貴重な存在である。このような施設が他の地域にも整備されることを望む。

制度のはざまに位置づけられる障害の例として、発達障害、高次脳機能障害に加え、音声言語障害への配慮もお願いしたい。

重度障害者への医療費給付制度は、市町村の窓口で領収書を添えて申請する方式だが、障害のある利用者や高齢者でその手続きが困難なので、現物支給方式をお願いする。

福祉サービスの提供が困難な地域について広域的に社会基盤の確保することには賛成。

官公需にかかる受注機会の確保「県、市町村に限らず、県の外郭団体等にも働きかけるべき。外郭団体への働きかけを記述してもらいたい。

障害者にとって、余暇の過ごし方はとても大事。余暇を一緒に過ごしてくれる仲間と出会えたら、世界も広がるような気がする。

余暇活動が盛り込まれたことはたいへん嬉しい。余暇の過ごし方が貧しくなってはならないと思う。仕事や生活の中でつらい思いをしたときにも、好きなことがあれば気持ちを支えられる。好きなことを見つけられる環境が必要。

自力外出の困難な障害者は、友達などと純粋な出会いの機会が大変少なく友達が出来にくい。友達を作る場や異性などと出会える場づくりが必要。

視覚障害者は、単独で移動することが難しい、文字の読み書きができない、周囲の状況を知ることができない。地域生活支援事業の移動支援事業を「自立支援給付」に移すことが必要。通院時の院内介護もガイドヘルパーの業務とすること。

情報保障の範囲が視覚・聴覚障害のみならず、言語障害者や知的障害など広く捉えるようになった点は評価できる。今後、障害特性に応じた具体的な支援方法の検討をお願いする。

当事者の自己決定、自己実現が支援の基本に据えられたことは評価する。コミュニケーション障害の有無にかかわらず、自己決定のために必要な情報を十分に得られるようにコミュニケーション上の手厚い支援を保障してほしい。

有料道路の割引制度は指定ナンバー制で無く、障害者手帳を持っている本人が乗車していることで割引き化するように変更してほしい。

メール 119 番について、現計画の積み残し。県内で、消防本部の再編が検討されているが、再編により、救命レベルを落とさないために、引き続き、このメール 119 番の開設を求める。

計画では「高齢社会と高齢期に向けた支援」として、実態把握に努め、検討を進めていくこととされているが、高齢障害者支援の具体的な施策として、施設への職員加配支援を行なう高齢介護加算事業を盛り込んでほしい。

障害者の高齢化とともに、障害者は老化も早いと言われている。早急に障害者の高齢化について実態調査をお願いする。また、高齢になっても住み慣れた施設で生活を続けたい人には、それが実現できるよう施設機能や設備を充実して欲しい。そのために、国にも働きかけてほしい。障害の表記の「害」の漢字使用についてですが、従来通り障害とするのが良いと思う。法律の条文も漢字表記ですし、害だけを平仮名にするのは違和感を感じる。

用語については、まず当事者の意向が尊重されるべきかと思うが、「障害のある人」、「障害のある子ども」という表現がわかりやすく適切ではないかと思う。「害」という文字に否定的な意見が多いのであれば、「碍」を用いることも一つの案では。カタカナ語を用いることは「障害」に対するイメージを柔らかにするものの本質を何ら変えるものではないので賛成できない。一人一人に着目することの前提には、どんな障害があっても豊かな内面世界と主体性を持っていることを周囲が認識し尊重することがある。福祉の一方的な受け手でなく、主体性を発揮する一人の人間存在であるという障害者観の大きな転換について、あらゆる分野で議論し、これまでの施策や基本姿勢を検証する必要がある。